

令和 7 年度 堺市障害者自立支援協議会

第 4 回 地域生活支援部会 議事概要

日時 令和 8 年 3 月 3 日（火） 10:00～11:45

場所 堺市役所本館地下 1 階 会議室 A

出席者 林（施設部会）、増淵（こころの窓）、築山（障友会）、赤石沢（堺あすなろ会）、
上田（堺市相談支援専門員協会）、永吉（総合相談情報センター）、福井（東区基幹）
齋藤、波元、岩橋（障害施策推進課）、中野、森（障害支援課）、上田（総合相談情報センター）

欠席者 なし

傍聴 0 名

1 第 1 回・第 2 回・第 3 回の議論の振り返りと今後の方向性について 資料 1

（事務局）資料 1 に沿って、これまでの議論の整理、今後の方向性とスケジュールを共有。

- ・（部会長）地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という。）は緊急時対応のみならず、幅広い機能が求められている。更なる機能強化、仕組みづくりが重要。
- ・（副部会長）療育手帳更新時の対応は、個人レベルでの行動ではなく仕組みとして支えることが必要。また、障害福祉サービス未利用の 50 代就労者へのアプローチなど、キーワードがたくさん挙がっている。
- ・（委員）拠点等の議論が緊急対応に偏りがちのように感じる。施設からの地域移行も重要だが、受け皿が不十分。ヘルパーの人材不足もあり、身体障害者分野の資源不足を感じるが、部会でどこまで言及すべきか。
- ・（部会長）各委員の課題認識は積極的に発言して欲しい。知的障害以外の他障害や緊急時以外の課題にも言及して欲しい。

2 緊急時・平時の期待される支援体制と社会資源の整理について 資料 2 資料 3

（事務局）資料 2 資料 3 に沿って、これまでの意見から抽出された、緊急時・平時の期待される支援体制と社会資源をライフステージごとに共有

- ・（委員）地域活動支援センター（以下、「地活」という。）利用者の約 3 分の 1 に計画相談支援がついていない実情がある。地活との連携は有効と感じる。また、堺市はモニタリング頻度が高く、主任相談支援専門員が多いことから、相談支援専門員の質は高いと感じている。一人職場の底上げ等も含め、相談支援専門員の活用により、基幹相談支援センター（以下、「基幹」という。）の負担軽減が期待されるのではないかと。
- ・（部会長）基幹だけではなく、他機関で情報を共有し支援へつなぐ体制や、相談支援専門員の力が発揮できるような仕組みづくりが重要。
- ・（委員）基幹の業務負担の大きさや、計画相談事業所が増えてきたことへの影響等、現状把握をしておきたい。

- （副部会長）基幹は区役所内にあり、相談の入口部分を受けやすい環境にある。相談支援の三層構造における第2層では、障害福祉サービス利用者への直接的支援も多いため、相談支援専門員が対応しているケースについては、基幹は原則として支援者支援に位置付けるなど、第2層の役割の明確化が必要と感じる。体験については、ワンルームタイプのグループホームの出現により、単身生活体験事業の活用実例は減少。求められる体験ニーズの把握が必要。
- ・（部会長）基幹が全てを担うということではなく、それぞれの強みを生かし、ネットワークで支えていく仕組みをどう構築していくかも大切。体験の部分は、家族間の働きかけによる促進も想定される。
 - ・（委員）基幹で受けた障害福祉サービスの相談は、計画相談支援事業所へつなぐ意識を持ちつつ、今後は、適切なつなぎ方の整理が必要。緊急時かけつけ等事業の説明を拠点等とともに周知したことは非常に効果があったと感じたため、周知による底上げは有効的ではないか。
 - ・（部会長）千葉市は市全体での啓発や研修を行うことで情報共有し、予防的な取組の底上げを計画的にしていた。
 - ・（委員）資料2は、4つの機能が有機的に繋がっていることが理解しやすいのイメージ図であった。拠点等を担う短期入所事業所は整備済ではあるが、強度行動障害や医療的ケア児者の受入に課題がある。
 - ・（部会長）意見を出し合って整理した上で、優先順位をつけて整理する必要がある。支援ニーズの高い方をどうするかは大きなテーマ。
 - ・（委員）相談支援専門員の介入で、緊急時にも在宅生活を継続する仕組みは整いつつある状況だが、支援ニーズの高い方の受け入れ体制は不十分。
 - ・（部会長）強度行動障害支援部会でも、施設整備だけでなく、専門的視点に基づいたつなぎや相談支援の仕組みの重要性が指摘されており、本部会の議論とも共通する。
 - ・（事務局）地活との連携により、障害のある就労者の環境変化を踏まえた把握など、相談支援の重要性や地域で支える仕組みについて多くの意見があった。また、医療的ケア児者や強度行動障害のある方の受け入れは、各部会や地域の取組を連動させることで体制を整備する必要がある。
 - ・（部会長）ショートステイは忙しい時間帯（夕方）の相談集中や、初回や長期末利用者の情報不足等により、コーディネートが困難な状況にもあり、職員間の情報共有の方法が課題。緊急受入れ時の工夫などがあれば知りたい。
 - ・（委員）受入れ時は相談支援専門員からの情報や既利用歴を前提とし、マニュアルに基づく聞き取りを実施。緊急案件は管理者判断で対応。
 - ・（部会長）マニュアルが理解できないと、受入れが困難な状況がある。
 - ・（委員）受入れ判断は自立度や他害行為の有無等により変わる。断らざるを得ないケースの後追い共有も今後の情報提供に役立つので重要と感じている。
 - ・（部会長）他害行為がある状況は本人も混乱している状態なので、緊急であっても見通しが取れるような対応が必要。緊急対応は単発で終わらず、地域での継続生活を見据えたネットワークづくりが重要である。
 - ・（副部会長）基幹では支援のない方への緊急介入事例もあり、予防的支援や早期把握の重要性を感じた。事例に共通項もなく、若い方でも家庭環境が急変し、対応を要する場合もある。身体介助が必要ではなかったため、対応ができた事例であった。
 - ・（委員）障害者手帳・障害支援区分未取得者や医療機関未受診者への対応など、初期支援の課題がある。家族や親戚も頼れない状況の人も多い。
 - ・（委員）拠点等を担う短期入所事業所は横の繋がりを築いているが、相談支援専門員がコーディネート部分を担うなどの役割分担や自立生活援助の活用など、チーム支援も有用ではないか。相談支援のサービス調整と生活支援を切り分け、それぞれの役割を担当することで、負担も軽減し、円滑に回るのではないか。

- ・（部会長）国は、拠点コーディネーターの加算が取れる体制として、自立生活援助が必須となっているが、実践イメージが不足している現状。自立生活援助も地域定着支援も地域で暮らし続けるための選択肢のひとつとして、重要な取組になっていると思うが、緊急時かけつけ等事業は地域定着支援の利用者は対象外か。
- ・（事務局）地域定着支援を行っている事業所が緊急時かけつけ等事業の対応した場合、単価は低くなるが対象であり、個別給付で地域定着が決定している方は緊急時かけつけ等事業の対象外。地域定着支援の決定者は地域定着支援が優先される。地域定着支援の決定者でも相談支援専門員が対応できず、緊急時かけつけ等事業での対応ならできるとような事案に関して課題はあると認識。
- ・（委員）緊急時かけつけ等事業と地域定着支援を併用している事業所では、ショートステイのみでは対応困難なケースに対し地域定着支援の活用を検討している。従来無償で対応していた支援に報酬が付与された点は評価されており、緊急事態を未然に防ぐ取組も進められているが、実施には一定の人員体制が必要である。
- ・（委員）地域定着支援は負担感の大きい事業であり、拠点コーディネーターの存在が支援者支援につながる。実際には緊急ショートの活用は少なく、ヘルパーや相談支援専門員によるかけつけ対応が中心となっている。予防的支援の必要性は認識されているが、本人とイメージ共有が難しい場合もあり、結果として緊急対応が中心となっている。
- ・（部会長）平成 24 年度までは生活支援センターが地域のケースを担ってきたが、基幹設立以降、その役割や期待が基幹に集約されてきている。また、計画相談支援事業所が拠点コーディネーターを担うにあたっての費用面について整理が必要である。
- ・（事務局）拠点コーディネーターを配置する場合には、地域生活支援拠点等機能強化加算がある。拠点コーディネーターの加算要件の一つは、計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定する場合に限る）、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助のサービスを一体的に運営していること、またはネットワークにおいて相互に連携して運営していることである。コーディネーター1 名につき 500 単位/回。100 回/月。加算内容は堺市でまだ取り決めていないが、緊急時の個別の動きだけではなく、ネットワーク作りなども役割と思われる。
- ・（部会長）自立生活援助、地域定着支援の内容、拠点コーディネーターの役割、緊急時等かけつけ事業のなどとの整理が必要。
- ・（委員）もともと拠点等の機能は 5 つあって、地域の体制づくりはどうなったのか。
- ・（事務局）全ての機能に横断的に携わっているものとの認識で整理されている
- ・（委員）自立生活援助と障害者（児）自立生活訓練事業の違いは？
- ・（事務局）障害者（児）自立生活訓練事業は市の事業で体験を実施する内容である。
- ・（副部会長）体制整備内容の焦点付けと個人レベルの気づきの仕組み作りが必要。
- ・（事務局）緊急時かけつけ等事業については、初年度の実施状況を踏まえ、効果や課題を検証し、今後の運用改善に向けた整理を行う必要がある。
- ・（部会長）重度障害に限らず緊急対応が必要となるケースの共有も踏まえ、相談支援専門員の専門性について整理し、次回の検討につなげる必要がある。

3 その他

- ・ 事務局より、来年度も引き続き、委員の就任を依頼。